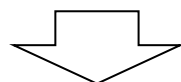


## 貨車整備実施基準

(交番検査(指定取替))
第9条 交番検査(指定取替)は、貨車の使用状況に応じ、30ヶ月を超えない期間ごとに、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要な部分について、定期検査を行うものとする。



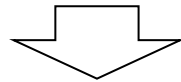
## 貨車整備実施基準 (改訂)

(交番検査(指定取替))	
第9条 交番検査(指定取替)は、貨車の使用状況に応じ、 <b>表1に定める</b> 期間ごとに、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要な部分について、定期検査を行うものとする。	
<b>表1 交番検査(指定取替)の期間</b>	
対象形式	交番検査(指定取替)の期間
コキ107形式、コキ200形式	42ヶ月を超えない期間
コキ107形式、コキ200形式を除く各形式	30ヶ月を超えない期間

## 貨車整備実施基準

(全般検査)

第10条 全般検査は、貨車の使用状況に応じ、60ヶ月を超えない期間ごとに、貨車の主要な部分を取りはずして、全般について定期検査を行うものとする。



## 貨車整備実施基準（改訂）

(全般検査)

第10条 全般検査は、貨車の使用状況に応じ、表2に定める期間ごとに、貨車の主要な部分を取りはずして、全般について定期検査を行うものとする。

表2 全般検査の期間

対象形式	全般検査の期間
コキ107形式、コキ200形式	72ヶ月を超えない期間
コキ107形式、コキ200形式を除く各形式	60ヶ月を超えない期間

## 貨車整備実施基準

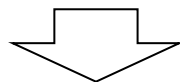
### (臨時検査)

第 11 条 臨時検査は、次の各号の 1 に該当する場合に行うものとする。

- (1) 故障、またはそのおそれがある場合
- (2) 事故が発生した場合
- (3) 新製し、または購入した貨車を初めて使用する場合
- (4) 改造した貨車を初めて使用する場合
- (5) 使用を休止した貨車を初めて使用する場合
- (6) その他必要のある場合

2 前項の検査は、第 7 条から第 10 条までの検査とあわせて行うことができる。

3 第 9 条第 2 項に掲げる車両のオイルダンパについては、60ヶ月を超えない期間ごとに、「全般検査 別表 4」の規定により検査を行うものとする。



## 貨車整備実施基準 (改訂)

### (臨時検査)

第 11 条 臨時検査は、次の各号の 1 に該当する場合に行うものとする。

- (1) 故障、またはそのおそれがある場合
- (2) 事故が発生した場合
- (3) 新製し、または購入した貨車を初めて使用する場合
- (4) 改造した貨車を初めて使用する場合
- (5) 使用を休止した貨車を初めて使用する場合
- (6) その他必要のある場合

2 前項の検査は、第 7 条から第 10 条までの検査とあわせて行うことができる。

3 車両のオイルダンパについては、60ヶ月を超えない期間ごとに、「全般検査 別表 4」の規定により検査を行うものとする。